



大洲市定期予防接種一覧(1)

令和7年度

予防接種の種類	法令上の対象年齢		標準的な接種年齢	回数	
四種混合 (DPT-IPVワクチン) もしくは(DTトキソイド) 三種混合(DPT ワクチン) ポリオ (IPVワクチン)	1期	初回	生後2月～90月未満 20日以上(標準56日まで)の間隔で3回	生後2月～12月	3回
		追加	生後2月～90月未満 1期初回3回接種後 6か月以上おいて1回	1期初回3回接種後、12～18月	1回
五種混合 (DPT-IPV-Hibワクチン)	1期	初回	生後2月～90月に至るまでの間にある者 20日以上(標準56日まで)の間隔で3回	生後2月～7月	3回
		追加	生後2月～90月に至るまでの間にある者 1期初回3回接種後 6ヶ月以上おいて1回	初回接種終了後から6月～18月	1回
麻しん風しん混合 (乾燥弱毒生MRワクチン) 麻しん(弱毒生Mワクチン) 風しん(弱毒生Rワクチン)	1期	生後12月～24月未満 ※1		-	1回
	2期	5歳～7歳未満で、小学校就学前の1年間 ※2		-	1回
	5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、 抗体検査の結果が基準値以下の方		-	1回
日本脳炎 (乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン) ※3歳未満は、0.25ml 3歳以上は、0.5ml接種	1期	初回	生後6月～90月未満 6日以上(標準28日まで)の間隔で2回	3歳	2回
		追加	生後6月～90月未満 1期初回2回接種後6月以上(標準おおむね1年)おいて1回	4歳	1回
結核(BCGワクチン)	1歳未満		生後5月から8月	1回	
水痘 (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	生後12月～36月未満 3か月以上の間隔で2回		生後12月～15月に1回接種、 6月～12月の間隔で2回目接種	2回	
B型肝炎 ※3 (組換え沈降B型肝炎ワクチン)	初回	1歳未満(27日以上の間隔で2回)		生後2月～9月	2回
	追加	1歳未満(初回1回目の注射から139日以上の間隔で1回)			1回
ロタウイルス感染症 ※4 (経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン)	1価	出生6週0日後から24週0日後までの間にある者 27日以上の間隔をおいて2回経口投与する		初回の標準的な接種期間 生後2月に至った日から 出生14週6日後までの間	2回
ロタウイルス感染症 ※4 (5価経口弱毒性ロタウイルスワクチン)	5価	出生6週0日後から32週0日後までの間にある者 27日以上の間隔をおいて3回経口投与する			3回



裏面もご覧ください



大洲市定期予防接種一覧(2)

予防接種の種類	法令上の対象年齢		標準的な接種期間	回数
Hib感染症 (乾燥ヘモフィルスb型ワクチン)	初回	生後2月～60月未満 27日以上(標準56日まで)の間隔で3回	生後2月～7月未満で接種開始	3回
	追加	生後2月～60月未満 初回終了後7月以上(標準13月まで)の間隔で1回		1回
	初回	生後2月～60月未満 27日以上(標準56日まで)の間隔で2回	【標準的な接種期間を逃した者】	2回
	追加	生後2月～60月未満 初回終了後7月以上(標準13月まで)の間隔で1回	生後7月～12月未満で接種開始	1回
	初回	生後2月～60月未満(初回のみ1回)	【標準的な接種期間を逃した者】 生後12月～60月未満で接種開始	1回
小児の肺炎球菌感染症 (沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン) 若しくは沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン)	初回	生後2月～60月未満(27日以上の間隔で3回)	生後2月～7月未満で接種開始	3回
	追加	生後2月～60月未満(初回終了後60日以上の間隔で1回)		1回
	初回	生後2月～60月未満(27日以上の間隔で2回)	【標準的な接種期間を逃した者】	2回
	追加	生後2月～60月未満(初回終了後60日以上の間隔で1回)	生後7月～12月未満で接種開始	1回
	初回	生後2月～60月未満(初回のみ60日以上の間隔で2回)	【標準的な接種期間を逃した者】 生後12月～24月未満で接種開始	2回
初回	生後2月～60月未満(初回のみ1回)	【標準的な接種期間を逃した者】 生後24月～60月未満で接種開始	1回	

- ※1 令和6年度内に生後24月に達した者であって、令和6年度までに未接種の者は、令和9年3月31日までの接種については定期接種の対象となる。
- ※2 令和6年度における第2期の対象者(5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの)であって、令和6年度までに未接種の者は、令和9年3月31日までの接種については定期接種の対象となる。
- ※3 母子感染予防のために、生まれてすぐにB型ワクチンを接種した者は対象者から除くこと。
- ※4 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了した者を除く)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者を対象者から除くこと。
また、経口投与後に接種液を吐き出したとしても追加投与は必要ない。